

保留地売買契約の流れ

①お申込み

【窓口申込み】

- 期間/令和6年5月27日(月)～6月26日(水)
※土日・祝日を除く
- 時間/午前9時～午後5時
- 場所/鏡石町役場都市建設課

●申込書類

- ①抽選参加申込書(必要事項を記入)
- ②身分証明書(本籍地市町村発行のもの)
- ③住民票謄本

②抽選参加資格の確認

- 抽選参加資格の確認をした後で発行番号を記載した参加書を送付します。

③抽選会

- 抽選日/令和6年7月8日(月)
- 時間/午後7時から
- 場所/鏡石町役場第一会議室

- 当選者及び補欠者1名を決定します。

④当選者の資格確認

●提出していただく書類

- ①保留地買受申請書
- ②納税証明書(個人市町村民税)

⑤保留地売却決定通知書の送付

- 鏡石町より、下記書類を送付します。

- (1)保留地売却決定通知書
- (2)保留地売買契約書
- (3)納入通知書兼領収書

⑥契約保証金の納付・売買契約締結

- 「納入通知書兼領収書」により、記載された契約保証金を保留地売買契約締結に併せて納付してください。

※契約保証金は、契約金額の10%以上

- 保留地売却決定通知を受けた日から10日以内に売買契約を締結していただきます。

●ご持参いただく書類

- (1)保留地売却決定通知書
- (2)納入通知書兼領収書(金融機関の領収印があるもの)
- (3)収入印紙(金額により異なります)
- (4)印鑑(実印)
- (5)印鑑登録証明書

⑦保留地売買契約書等の送付

- 鏡石町より、下記書類を送付します。

- (1)保留地売買契約締結時にお預かりした契約者分の「保留地売買契約書」
- (2)契約代金の記載された「納入通知書兼領収書」

※契約代金は、契約金額から契約保証金を除いた額となります。

⑧契約代金の支払い

- 「納入通知書兼領収書」により、記載された契約代金を保留地売買契約締結日から60日以内に納付ください。

※納付後連絡をお願いします。

⑨保留地の引渡し

- 契約代金を受領した後に、直ちに「保留地引渡し通知書」を交付します。

- 「保留地引渡し通知書」の交付をもって、保留地を現状で引き渡したものとします。

⑩確定(出来形確認)測量・清算

- 区画整理事業が完了する前に、確定(出来形確認)測量を行い、それぞれの土地の地積を確定させます。

- 売買契約時の地積と誤差が生じる場合は、契約時の単価で精算します。

⑪所有権移転登記

- 土地区画整理事業換地処分公告後、鏡石町が所管法務局に嘱託して行います。

- 所有権移転登記に要する費用(登録免許税)は契約者の負担となります。